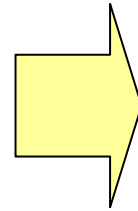


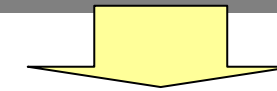
気候変動枠組条約の京都議定書

気候変動枠組条約	地球温暖化の原因になる大気中の温室効果ガス(二酸化炭素やメタンなど)の濃度を安定化させることを目的にした条約
京都議定書	「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」(1997.12)で採択された温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書
義務	先進国全体で2008年～2012年の間(第一約束期間)に温室効果ガスを1990年比で5%削減
主要国の削減率	日本6%、米国7%、EU8%、カナダ6%、ロシア0%
その他	国際的に協調して目標を達成するために、温室効果ガスの排出量の取引ができる仕組みなど(京都メカニズム)も導入



議定書の発効

ロシアが2004年11月に京都議定書を批准
 議定書の発効要件が満たされ、2005年2月16日に発効
 国際条約として削減が義務化
 第一約束期間に達成できない場合は次期約束期間へ繰越



国の取組み

「京都議定書目標達成計画」を策定(地球温暖化対策推進法第8条)
 地球温暖化対策推進本部を設置(地球温暖化対策推進法第10条)
 省エネ法の改正(対象事業や規模の拡大)
 地球温暖化対策推進法の改正(排出量の報告義務)
 京都メカニズムの推進

府の今後の取組み(1)

大阪府地球温暖化対策地域推進計画の改定

【目標】

府域から排出される温室効果ガスを2010年度に1990年度比で、9%削減(二酸化炭素は5%削減)

【主な対策】

- ・ 省エネの推進、新エネの導入促進
- ・ 廃棄物の減量化、リサイクル
- ・ CO₂以外の温室効果ガスの削減

【現状】

2002年度の温室効果ガス排出量は代替70%等の削減により1990年度比3.1%減(二酸化炭素は4.4%増)

【改定のポイント】

- ・ 制度化による事業者の自主的な対策の促進
- ・ 新エネルギーの普及促進策の具体化(太陽光、燃料電池等)
- ・ 地球温暖化防止活動推進センターを核とした家庭等における省エネルギー行動などの取組促進

府の今後の取組み(2)

地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化(条例化)

【制度化(案)】

- ・ 事業所のエネルギー対策
 原油換算1500KL/年以上のエネルギー使用事業者等に対して削減計画書や実績の届出
- ・ 建築物の環境配慮(CASBEEの活用)
 新增改築される延床面積2000～5000㎡超の建築物に対して環境配慮の計画書等の届出
- ・ 建築物の敷地等の緑化の義務化
 新增改築される敷地面積1000㎡以上の建築物に対して緑化計画書等の届出

【経過・予定】

- ・ H16.5.12 環境審議会へ諮問
- ・ H17.2.16 環境審議会へ部会中間報告
- ・ H17.5 環境審議会答申

府の今後の取組み(3)

大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画の改定

【対象】 府の事務事業

【現計画の期間】 平成12～16年度

【現計画目標】

温室効果ガスの総排出量を平成16年度までに、平成10年度を基準として、5%削減

【現状】

- ・ 平成15年度は平成10年度比1.5%増(本庁舎は7.7%減)

【改定のポイント】

- ・ 環境に配慮した庁舎の整備(ESCO事業など)
- ・ 省エネルギー・省資源のさらなる推進
- ・ 環境ISOを本庁から出先機関へ段階的に拡大